

公務・通勤災害認定請求チェックシート（第三者加害関係）

★公務・通勤災害認定請求書一式を提出前に、被災職員以外の職員が必ず下記の事項を確認し、全ての項目にチェック☑を入れて、請求書に添付して下さい。

被災職員氏名：

確認事項		所属	県教委 (福利厚生課)	基金
1 共通	第三者加害事案について、相手方に負傷（ケガ）をさせられた（被害事故）であるか。 ※被災職員の過失が大きい場合でも、相手方がいる場合は第三者加害事案になります。			
2 共通	相手方が責任能力があると思われないなど相手方に療養補償請求を行うことが適当ではないと考えられる場合、その理由書が添付されているか。 ※第三者加害事案として取り扱わない理由書を提出する場合、第三者加害事案報告書の提出は不要。			
3 共通	交通事故（自損事故も含む）の場合、交通事故証明書（自動車安全運転センター発行）が添付されているか。※補償先行の場合、交通事故証明書は原本を添付			
4 第三者加害報告書	相手方の保険会社（6 自賠責保険、7 任意保険 8 保険請求 9 人身傷害補償保険）の情報が、正確に記入されているか。			
5 第三者加害報告書	9 人身傷害保険 欄に保険会社名が記入されているか。			
6 第三者加害報告書	全ての項目に必要な事項が記入されているか。			
7 第三者加害報告書	3 ページ目最下段 「所属長の証明欄」は、所属及びその長の職名、氏名、日付が記入されているか。			
8 誓約書	災害発生日月日、災害発生場所（地番まで）の記載に誤りが無いか。			
9 その他	相手方（保険加入がある場合は相手方の保険会社でも可）に対して、「公務（通勤）災害に認定された場合、あなた（＝相手方）には、被災職員の治療費等について賠償責任が発生し、地方公務員災害補償基金から請求される可能性がある」ことを説明したか。 ※停止車両に被災職員が追突した事故、被災職員が中央線を越えたため起きた事故（＝被災職員の過失が明らかに100%の事故）は相手方に説明不要。			/